

<表にない主な産業廃棄物の分類>

- ・ 混合廃棄物
  - 建設系であれば、建設混合廃棄物
  - 安定型5品目（廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）のみであれば、安定型混合廃棄物
  - それ以外のものが含まれる場合、管理型混合廃棄物
  
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
  - 産業廃棄物の種類の隣にかっこ書きで水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等と記載すること。  
例：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）
  
- ・ 廃石膏ボード
  - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
  - 紙等の付着がある場合、管理型混合廃棄物
  
- ・ 蛍光灯
  - 廃電気機械器具
  - 水銀使用製品の場合、廃電気機械器具（水銀使用製品産業廃棄物）

<重量（t）への換算例>

- ・ 廃プラスチック類 2 m<sup>3</sup> → 0.7 t  
[ 2 (m<sup>3</sup>) × 0.35 (t/m<sup>3</sup>) = 0.7 (t) ]
- ・ 廃油 10 ℓ → 0.009t  
[ 10 (ℓ) × 0.001 (m<sup>3</sup>/ℓ) × 0.9 (t/m<sup>3</sup>) = 0.009 t ]
- ・ 感染性廃棄物 5 kg → 0.005 t  
[ 5 (kg) × 0.001 (t/kg) = 0.005 (t) ]